

平成28年度
宮若市財務書類
(統一的な基準)

目 次

I 宮若市の財務書類の公表について

1	地方公会計制度の概要	2
2	宮若市の取組	3
3	統一的な基準の特徴	3
4	作成基準日	3
5	作成対象とする範囲	4
6	四表の相関関係図について	5

II 宮若市の財務書類（一般会計等）について

1	貸借対照表	6
2	行政コスト計算書	7
3	純資産変動計算書	9
4	資金収支計算書	10

III 宮若市の財務書類（全体会計・連結会計）について

1	貸借対照表	11
2	行政コスト計算書	12
3	純資産変動計算書	12
4	資金収支計算書	13

IV 宮若市の財務書類分析

1	資産形成度	14
2	世代間公平性	15
3	持続可能性	15
4	効率性	16
5	弾力性	16
6	自律性	17

I 宮若市の財務書類の公表について

1 地方公会計制度の概要

国・地方公共団体の公会計制度は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。ところが単式簿記は、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないこと、また減価償却や引当金といった会計手続きの概念がないといった弱点がありました。

平成18年6月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立しました。また、続けて同年8月には総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。これらの法律、指針により、総務省は地方の資産・債務改革の一環として、自治体の資産や債務の管理に必要な公会計をさらに整備することを目的としました。具体的には平成18年5月に公表された「新地方公会計制度研究会報告書」を基に、国の作成基準に準拠した新たな方式による連結ベースでの財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成及び開示を行うよう、地方公共団体に対して要請を行いました。

この要請に基づき各地方公共団体では公会計の整備を着々と進めてきましたが、総務省は新地方公会計制度の導入にあたり、「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。また、東京都は東京都方式、大阪府は大阪府方式と複数の方式があることで他団体比較ができない等の問題が生じていたため、平成25年8月に「研究会 中間とりまとめ」が公表され、平成26年3月には「地方自治体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書」「財務書類作成基準に関する作業部会報告書」が公表されました。

そして、平成27年1月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表され、すべての地方公共団体へこの統一的な基準での財務書類を平成30年3月までに作成するよう要請されました。

2 宮若市の取組

こうした状況の中、宮若市では、平成28年度から、「統一的な基準」により、固定資産台帳の整備を行いました。そのうえで一般会計だけでなく、特別会計も含む全体会計の財務書類を作成しています。

このことにより、現金の取引情報にとどまらず資産や負債の状況も把握できるようになりました。住民にとっても宮若市の財務状況がどういったものであるかを判断することができる材料の1つになっているものと考えられます。

3 統一的な基準の特徴

統一的な基準による財務書類の特徴として大きく3つ挙げられます。

- ①発生主義・複式簿記の導入
- ②固定資産台帳の整備
- ③比較可能性の確保

地方公会計制度の導入にあたり、総務省は「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。「総務省方式改訂モデル」は、既存の決算統計情報を活用して、土地や建物などの資産評価を行い、段階的に固定資産台帳を整備しながら公共資産の評価を行っていく方法です。これに対し、「基準モデル」は最初に全ての固定資産の洗い出しを行い、公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して財務書類を作成する方法です。そのため、次年度以降の固定資産増減を明確に把握できる特徴があります。

この「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の良い特徴を併せ持ったのが「統一的な基準」といえます。今後は統一的な基準による財務書類等によって団体間での比較可能性を確保できるようになりました。また、これからは財務書類を作るだけに終わらず、公共施設マネジメントにも活用の範囲を広げていくことが望まれます。

4 作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日としました。今回の平成28年度決算分では、平成29年3月31日となります。なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間（翌年度4月1日から5月31日までの間）の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

5 作成対象とする範囲

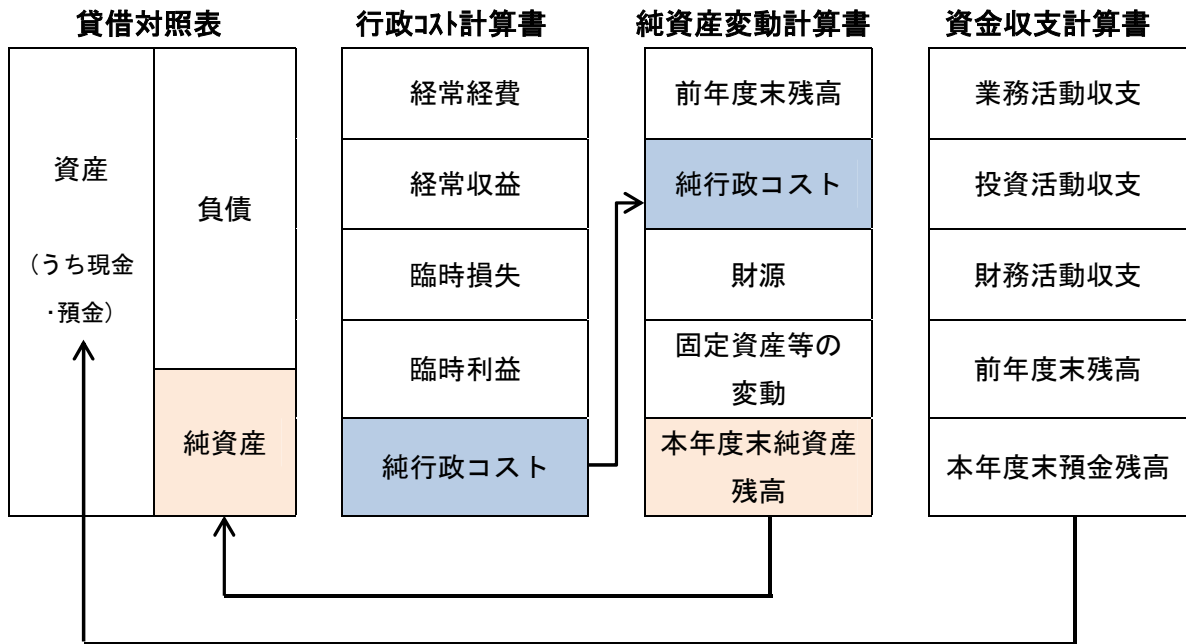
連結会計	全体会計	一般会計等	一般会計			
			住宅新築資金等特別会計			
	一部事務組合等	事業地方 公会計	特別 会計	国民健康保険特別会計		
				後期高齢者医療特別会計		
				水道事業会計		
				簡易水道事業特別会計		※1
				公共下水道事業特別会計		※1
				福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合		
				福岡県市町村職員退職手当組合		※2
				宮若市外二町じん芥処理施設組合		
				直方・鞍手広域市町村圏事務組合(一般会計)		
				直方・鞍手広域市町村圏事務組合(休日等急患センター事業特別会計)		
	直方・鞍手広域市町村圏事務組合(消防事業特別会計)					
	福岡県自治振興組合					
	福岡県介護保険広域連合					
福岡県後期高齢者医療広域連合(一般会計)						
福岡県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)						
地方三公社			宮若市土地開発公社			

全体会計とは、一般会計に特別会計や公営企業会計を含めた会計で、連結会計とは、全体会計に一部事務組合などの関係団体を含めたものです。

※1 簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計については、法適化移行中につき未連結としています。

※2 福岡県市町村職員退職手当組合については、総務省のホームページに記載されている平成29年8月18日に追加されたQ & Aにより、みなし連結を適用しています。

6 四表の相関関係図について



Ⅱ 宮若市の財務書類（一般会計等）について

1 貸借対照表（平成29年3月31日現在）

地方公共団体の決算書は、1年間で、どのような収入がいくらあり、その収入を何にいくら使ったか、という単年度の状況は把握できますが、現在、どれだけの資産や負債があるのか、という情報は把握ができません。

この貸借対照表では、基準日現在で、どれだけの資産や負債があるのかを把握することができます。

左側の「資産」は、保有する資産の内容や額が記載してあります。右側の「負債」及び「純資産」は、「資産」を形成するためにどのような財源措置をしてきたかを表しています。

「負債」は、今後、負担すべき債務であることから将来世代に対しての負担ととらえることができ、一方で、「純資産」は、今後負担する必要性のない資産、言い換えればこれまでの世代や現在の世代、または国、県が負担した分となります。

資 産	521 億 9 千万円	負 債	208 億 9 千万円
市の所有資産の内容と金額です。行政サービスの提供能力を表しています。		借入金や将来の職員の退職金など、将来世代が負担する債務です。	
1. 固定資産 468 億 5 千万円 (1) 有形固定資産 383 億 4 千万円 A 事業用資産 206 億 8 千万円 庁舎・学校・公民館等 B インフラ資産 174 億 1 千万円 道路・公園等 C 物品 2 億 5 千万円 (2) 無形固定資産 1 千万円 ソフトウェア等 (3) 投資その他の資産 85 億円 A 投資及び出資金 2 億 9 千万円 有価証券・出資金 B 基金 78 億 3 千万円 特定目的の基金等 C その他 3 億 8 千万円 長期延滞債権・長期貸付金等		1. 固定負債 194 億 2 千万円 (1) 地方債 171 億 2 千万円 市が発行した地方債（翌年度に償還しないもの） (2) 退職手当引当金 22 億 8 千万円 全職員が退職した場合の見積額 (3) その他 2 千万円 リース債務等	
2. 流動資産 53 億 4 千万円 (1) 現金預金 9 億 6 千万円 (2) 基金 38 億 4 千万円 財政調整基金等 (3) その他 5 億 4 千万円 未収金・短期貸付金等		2. 流動負債 14 億 7 千万円 (1) 1年内償還予定地方債 12 億 7 千万円 市が発行した地方債（翌年度に償還するもの） (2) 賞与等引当金 1 億 3 千万円 基準日時点までの賞与等 (3) その他 7 千万円	
		純資産	313 億円
		純資産とは、現在までの世代や国・県が負担した額です。	
資産計	521 億 9 千万円	負債・純資産計	521 億 9 千万円

これまでに宮若市では、一般会計等ベースで約522億円の資産を形成してきました。その資産のうち、73.5%は土地や建物、工作物などの有形固定資産及びソフトウェアなどの無形固定資産で形成されています。また、基金は固定資産、流動資産合わせて約117億円所有しており、資産の22.4%を占めています。

一方で、将来世代が負担すべき負債は約209億円となっており、資産に対して40.0%となっています。負債の多くを占めるのは、地方債が約184億円、退職手当引当金が約23億円です。また、地方債の中には、国からの地方交付税措置を受ける臨時財政対策債等の地方債も多く含まれています。

純資産は形成した資産に対して、今後負担の必要がない金額を指しており、資産に対して60.0%となっています。

2 行政コスト計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営にかかったコストのうち、例えば人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを表したものです。また、実際に現金の支出を伴うサービスのほかに、減価償却費や退職手当引当金などの現金支出を伴わないコストまでを含んで表しています。

さらに、その行政サービスの提供に対する直接の対価である使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。

経常費用と経常収益の差額である純経常行政コストは、受益者負担以外の市税や地方交付税、国庫支出金・県支出金などで補わなければならないコストを表すこととなります。

こうしたコストを把握することは、市の内部的には行政活動の効率性につながり、また、単年度の資産形成費用の多寡にのみ着目せず、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。さらにこれらのコストに対し、使用料等の住民負担がどうであったかを明らかにすることもできます。

A 経常費用	140 億 6 千万円
行政サービスの提供に掛けたコスト	
<u>1. 業務費用</u> 75 億円 (1) 人件費 25 億 3 千万円 職員給与・議員歳費・退職手当など (2) 物件費 47 億 2 千万円 うち、減価償却費 16 億 8 千万円 物品購入・光熱水費・施設などの修繕費・減価償却費など (3) その他 2 億 5 千万円 支払利息・過年度分過誤納還付金など	
<u>2. 移転費用</u> 65 億 6 千万円 (1) 社会保障給付・補助金等 58 億円 社会保障給付や各種団体への補助金など (2) その他 7 億 6 千万円 他会計への繰出金など	
B 経常収益	7 億 4 千万円
行政サービスの利用に伴う使用料や手数料	
C 純経常行政コスト (A-B)	133 億 2 千万円
経常費用から経常収益を差し引いた行政コスト	
D 臨時損失	2 千万円
災害復旧工事・資産売却損などの臨時に発生する費用	
E 臨時利益	1 千万円
資産売却益などの臨時の利益	
純行政コスト (C+(D-E))	133 億 3 千万円
純経常行政コストに臨時損失と臨時利益を加味した行政コスト	

毎年継続的に発生する費用である経常費用は約 141 億円となっています。業務費用と移転費用に分かれており、人件費や物件費などの業務費用が約 75 億円で 53.3%、補助金や他会計への繰出金など外部へ支出される移転費用が約 66 億円で 46.7%となっています。また、貸借対照表で計上している有形固定資産や無形固定資産の 1 年間の価値の目減り分である減価償却費は約 17 億円計上されています。一方で、サービスの対価として徴収する使用料や手数料、受取利息などが該当する経常収益は約 7 億円となっており、経常費用に対して 5.3%となっています。臨時的に発生した損益を含めて、最終的な行政コスト（純行政コスト）は約 133 億円となっています。この純行政コストに対してどのような財源を調達したかについては純資産変動計算書で表されます。

3 純資産変動計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が、1年間でどのような要因で増減したかを表すもので、本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。

行政コスト計算書の「純行政コスト」がマイナス要因として表示され、財源である税金等、国県等補助金で補うことができたのかを表したものです。

前年度末純資産残高	304 億 9 千万円
1. 純行政コスト	△133 億 3 千万円
2. 財源	141 億 4 千万円
税金等	100 億 2 千万円
国県等補助金	41 億 2 千万円
3. その他の変動	—
無償所管換など	
本年度純資産変動額	8 億 1 千万円
本年度末純資産残高	313 億円

行政コスト計算書で計算された純行政コスト約133億円に対して、市税や各種交付金、分担金や負担金、他会計からの繰入金である税金等は約100億円、国県からの補助金が約41億円となっており、純行政コストと財源の差額は約8億円となっています。

また、無償で取得した資産等の増減を加味した本年度純資産変動差額は約8億円の増加となっており、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味しています。

4 資金収支計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

資金収支計算書は、単年度の資金の収支を表し、1年間の資金の増減を、業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支の3区分にわけ、どのような活動に資金が必要であったかを示しています。

前年度末現金預金残高	6億7千万円
1. 業務活動収支	17億9千万円
a 業務支出	124億4千万円
人件費、物件費、移転費用など	
b 業務収入	142億4千万円
地方税、使用料、補助金のうち経常的な収入など	
c 臨時支出	2千万円
災害復旧費など	
d 臨時収入	1千万円
資産売却益や補助金のうち臨時的な収入など	
2. 投資活動収支	△14億3千万円
a 投資活動支出	22億3千万円
道路や学校などの固定資産形成、基金の積立など	
b 投資活動収入	8億円
固定資産形成のための補助金や基金の取り崩しなど	
3. 財務活動収支	△1億2千万円
a 財務活動支出	12億8千万円
主に地方債の償還のための支出	
b 財務活動収入	11億6千万円
主に地方債の発行収入	
本年度資金収支額	2億4千万円
本年度末現金預金残高	9億1千万円
本年度末歳計外現金残高	5千万円
本年度末現金預金残高	9億6千万円

業務活動収支においては、約18億円の黒字となっています。それに対し、投資活動収支は約14億円の赤字となっています。

財務活動収支は市債の償還と発行が関わっており、約1億円の赤字となっています。これは、市債の償還額が発行した額よりも多かったためであり、貸借対照表の負債である地方債の総額の減少につながっています。

Ⅲ 宮若市の財務書類（全体会計・連結会計）について

「Ⅰ 宮若市の財務書類の公表について（５ 作成対象とする範囲）」でも述べたとおり、全体会計とは、一般会計に特別会計や公営企業会計を含めた会計で、連結会計とは、全体会計に一部事務組合などの関係団体を含めたものです。

1 貸借対照表（平成29年3月31日現在）

（単位：億円）

勘定科目	全体会計	連結会計	勘定科目	全体会計	連結会計
<u>固定資産</u>	505.7	523.0	<u>1. 固定負債</u>	228.5	230.2
(1) 有形固定資産	416.5	431.9	(1) 地方債	190.0	190.1
A 事業用資産	206.8	220.7	(2) 退職手当引当金	23.2	24.8
B インフラ資産	204.2	204.2	(3) その他	15.3	15.3
C 物品	5.5	7.0	<u>1. 流動負債</u>	21.2	23.3
(2) 無形固定資産	5.0	5.0	(1) 1年内償還予定	13.7	14.4
(3) 投資その他の資産	84.2	86.1	地方債		
A 投資及び出資金	0.2	0.1	(2) 賞与等引当金	1.5	1.7
B 基金	78.3	80.2	(3) その他	6.0	7.2
C その他	5.7	5.8			
<u>2. 流動資産</u>	56.9	63.7	負債計	249.7	253.5
(1) 現金預金	11.8	15.6			
(2) 基金	38.4	41.2	純資産	312.9	333.2
(3) その他	6.7	6.9			
資産計	562.6	586.7	負債・純資産計	562.6	586.7

2 行政コスト計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

（単位：億円）

勘定科目	全体会計	連結会計
A 経常費用	183.5	249.8
1. 業務費用	80.4	89.9
(1) 人件費	26.7	30.7
(2) 物件費	50.6	54.9
うち、減価償却費	18.2	19.5
(3) その他	3.1	4.3
2. 移転費用	103.1	159.9
(1) 社会保障給付・補助金等	99.9	156.6
(2) その他	3.2	3.3
B 経常収益	11.8	12.1
C 純経常行政コスト(A-B)	171.7	237.7
D 臨時損失	0.2	0.2
E 臨時利益	0.1	0.2
純行政コスト(C+(D-E))	171.8	237.7

3 純資産変動計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

（単位：億円）

勘定科目	全体会計	連結会計
前年度末純資産残高	304.2	323.2
1. 純行政コスト	△171.8	△237.7
2. 財源	179.9	247.0
3. その他の変動	0.6	0.7
本年度純資産変動額	8.7	10.0
本年度末純資産残高	312.9	333.2

4 資金収支計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

（単位：億円）

勘定科目	全体会計	連結会計
前年度末現金預金残高	7.3	10.8
<u>1. 業務活動収支</u>	<u>20.4</u>	<u>23.0</u>
a 業務支出	165.1	229.8
b 業務収入	185.6	252.9
C 臨時支出	0.2	0.2
d 臨時収入	0.1	0.1
<u>2. 投資活動収支</u>	<u>△17.1</u>	<u>△18.5</u>
a 投資活動支出	25.7	27.2
b 投資活動収入	8.6	8.7
<u>3. 財務活動収支</u>	<u>0.6</u>	<u>△0.3</u>
a 財務活動支出	18.0	19.0
b 財務活動収入	18.6	18.7
本年度資金収支額	3.9	4.2
本年度末現金預金残高	11.2	15.0
本年度末歳計外現金残高	0.6	0.6
本年度末現金預金残高	11.8	15.6

IV 宮若市の財務書類分析

平成27年1月に公表された「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の中に財務書類活用の手引きがあります。その中で分析の視点という形で6項目の視点に対する指標が示されています。

今回の指標につきましては、一般会計等財務書類から金額を引用しています。

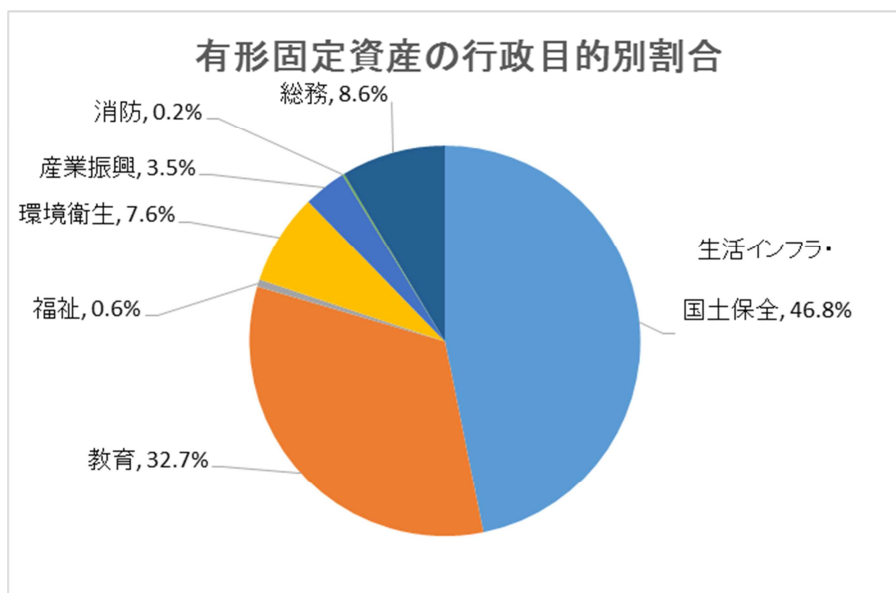
1 資産形成度

資産形成度は、「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」を表したものです。決算統計でも財政指標が既にあります。いずれも資産形成度を表す指標ではないため、資産形成度に関する指標は財務書類を作成することによって初めて得られるものです。

指標		平成28年度
資産形成度 将来世代に残る資産は どれくらいあるのか	住民一人当たり資産額	1,839,101円
	歳入額対資産比率	3.09年
	有形固定資産減価償却率	63.6%
	有形固定資産の行政目的別割合	表1参照

貸借対照表は、資産の部において地方公共団体の保有する資産のストック情報を一覧表で示しており、これを住民一人当たり資産額や有形固定資産の行政目的別割合、歳入額対資産比率、有形固定資産減価償却率といった指標を用いてさらに分析することにより、住民等に対して新たな情報を提供するものといえます。

表1



2 世代間公平性

世代間公平性は、「将来世代と現世代との負担の分担は適切か」を表したもので、貸借対照表上の資産、負債及び純資産の対比によって明らかにされるものです。

世代間公平性を表す指標としては、地方財政健全化法における将来負担比率もあります。貸借対照表は、財政運営の結果として、資産形成における将来世代と現世代までの負担のバランスが適切に保たれているのか、どのように推移しているのかを端的に把握することを可能にするものであります。

ただし、将来世代の負担となる地方債の発行については、原則として将来にわたって受益の及ぶ施設の建設等の資産形成に充てることができるものであり（建設公債主義）、その償還年限も、当該地方債を財源として建設した公共施設等の耐用年数を超えないこととされています（地方財政法第5条及び第5条の2）。したがって、地方財政においては、受益と負担のバランスや地方公共団体の財政規律が一定程度確保されるように既に制度設計されていることにも留意しておく必要があります。なお、地方債の中には、その償還金に対して地方交付税措置が講じられているものがあるため、この点にも留意が必要です。

指標		平成28年度
世代間公平性 将来世代と現世代との負担の分担は適切か	純資産比率	60.0%
	社会資本等形成の世代間負担比率 (将来世代負担比率)	23.9%

※将来世代負担比率の算定につきましては、財務書類活用の手引きに詳細な数式がなかったため、「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」29ページを参考に算出しています。

3 持続可能性（健全性）

持続可能性（健全性）は、「財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）」を表しており、財政運営に関する本質的な視点です。

貸借対照表においては、退職手当引当金や未払金など、発生主義により全ての負債を捉えることになります。

指標		平成28年度
持続可能性 財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるか)	住民一人当たり負債額	736,040円
	基礎的財政収支(プライマリーバランス)	536,211,383円
	債務償還可能年数	5.75年

4 効率性

効率性は、「行政サービスは効率的に提供されているか」を表しています。地方自治法においても、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされているものであり（同法第2条第14項）、財政の持続可能性と並んで住民の関心が高い視点です。

行政の効率性については、多くの地方公共団体で取り組んでいる行政評価において個別に分析が行われているものと考えられますが、行政コスト計算書は地方公共団体の行政活動に係る人件費や物件費等の費用を発生主義に基づきフルコストとして表示するものであり、行財政の効率化を目指す際に不可欠な情報を一括して提供するものです。

行政コスト計算書においては、住民一人当たり行政コストや性質別・行政目的別行政コストといった指標を用いることによって、効率性の度合いを定量的に測定することが可能となります。

指標		平成28年度
効率性 行政サービスは効率的に提供されているか	住民一人当たり行政コスト	469,556円

5 弾力性

弾力性は、「資産形成等を行う余裕はどのくらいあるか」を表しています。

財政の弾力性については、一般に、経常収支比率（経常経費充当一般財源の経常一般財源総額に占める比率）等が用いられますが、財務書類においても、弾力性の分析が可能です。

すなわち、純資産変動計算書において、地方公共団体の資産形成を伴わない行政活動に係る行政コストに対して地方税、地方交付税等の当該年度の一般財源等がどれだけ充当されているか（行政コスト対税率等比率）を示すことができます。

これは、当該団体がインフラ資産の形成や施設の建設といった資産形成を行う財源的余裕がどれだけあるかを示すものといえます。

指標		平成28年度
弾力性 資産形成等を行う余裕はどのくらいあるか	行政コスト対税率等比率	94.2%
	経常収支比率	87.7%

6 自律性

自律性は、「歳入はどのくらい税収等で賄われているか（受益者負担の水準はどうなっているか）」といった住民等の関心に基づくものです。

これは、地方公共団体の財政構造の自律性に関するものであり、財務書類についても、行政コスト計算書において使用料・手数料などの受益者負担の割合を算出することが可能であるため、これを受益者負担水準の適正さの判断指標として用いることができます。

指標		平成28年度
自律性 歳入はどのくらい税収等で 賄われているか(受益者負担の 水準はどうなっているか)	受益者負担の割合	5.30%
	財政力指数(平成26～28年度)	0.57